

令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	380,647戸
(2) 年間給水量	100,875,172m ³
(3) 1日平均給水量	276,370m ³
(4) 用水給水量	6,127,030m ³
(5) 1日平均給水量	16,786m ³
(6) 主要な建設改良工事	
ア 広域化施設の整備	
(ア) 基幹浄水場の整備	3,355,770千円
(イ) 基幹管路の整備	2,873,631千円
イ 経年施設の更新整備	
(ア) 市町村の管路等の更新・耐震化	9,058,447千円
(イ) 市町村の取水・浄水施設の更新・耐震化	926,085千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	25,725,334千円
第1項 営業収益	21,094,658千円
第2項 営業外収益	4,376,399千円
第3項 特別利益	254,277千円

支出

第1款 水道事業費用	25,484,421千円
第1項 営業費用	23,978,526千円
第2項 営業外費用	1,167,598千円
第3項 特別損失	48,297千円
第4項 予備費	290,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対し不足する額19,169,707千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額547,593千円、建設改良積立金3,000,000千円、減債積立金1,184,671千円及び過年度損益勘定留保資金14,437,443千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	5,209,968千円
第1項 他団体補助金	7,318千円
第2項 補助金	2,362,810千円
第3項 他団体出資金	1,860,540千円
第4項 他団体負担金	125,827千円
第5項 工事負担金	783,494千円
第6項 貸付金元金収入	69,979千円

支出

第1款 資本的支出	24,379,675千円
第1項 建設改良費	20,420,154千円
第2項 企業債償還金	3,954,454千円
第3項 投資	17千円
第4項 国庫補助金等返還金	4,050千円
第5項 雑支出	1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ900千円及び1,450千円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	取水施設改良事業 (広域水道センター)	488,770 <small>千円</small>	令和7年度	0 <small>千円</small>
				令和8年度	395,561
				令和9年度	93,209
		浄水施設改良事業 (広域水道センター)	2,673,697	令和7年度	189,266
				令和8年度	1,335,396
				令和9年度	1,149,035

	送水施設改良事業 (広域水道センター)	5,306,404	令和7年度	330,792
			令和8年度	2,124,666
			令和9年度	1,427,446
			令和10年度	1,423,500
	取水施設改良事業 (大和郡山市)	138,600	令和7年度	0
			令和8年度	138,600
	その他施設改良事業 (大和郡山市)	9,724	令和7年度	0
			令和8年度	9,724
	配水施設改良事業 (天理市)	66,000	令和7年度	44,000
			令和8年度	22,000
	配水施設改良事業 (広陵町)	941,000	令和7年度	327,000
			令和8年度	307,000
			令和9年度	307,000
	浄水施設改良事業 (大淀町)	299,365	令和7年度	50,030
			令和8年度	67,503
			令和9年度	51,704
			令和10年度	67,085
			令和11年度	41,231
			令和12年度	21,812
	配水施設改良事業 (大淀町)	316,274	令和7年度	62,488
令和8年度			229,325	
令和9年度			24,461	

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大量印刷業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	千円 138,396
お客様センター業務（大淀町、吉野町、下市町）に係る経費	令和8年度から令和10年度まで	183,480
下水道使用料改定に伴うシステム設定変更業務に係る経費	令和8年度	7,150
奈良県広域水道企業団水道料金等コンビニエンスストア等収納業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	104,440

料金等システム専用端末機器運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	2,008
企業団ホームページシステム運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	12,662
人事・給与システム運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	22,176
電子決裁・文書管理システム運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	14,784
例規システム運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	4,488
IT基盤構築及び運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	251,724
契約管理システム運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	30,888
資産管理システム運用保守業務に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	6,804
共通端末機器及びプリンター等の賃貸借に係る経費	令和8年度から令和11年度まで	112,596
共通複合機の複写サービスに係る経費	令和8年度から令和11年度まで	15,500
電子入札システムライセンスの利用に係る経費	令和8年度から令和10年度まで	15,813
入札参加資格者名簿及び電子入札システムの利用に係る経費	令和8年度から令和10年度まで	3,528
大型コンクリート構造物修繕事業に係る経費	令和8年度	15,753
取水施設改良事業に係る経費 (広域水道センター)	令和8年度	532,894
浄水施設改良事業に係る経費 (広域水道センター)	令和8年度から令和9年度まで	434,047
送水施設改良事業に係る経費 (広域水道センター)	令和8年度から令和10年度まで	5,939,468
職員用コンピュータ機器一式及びプリンタ等一式に係る経費(大和高田市)	令和8年度から令和9年度まで	497
北郡山浄水場水位警報装置設置に係る経費(大和郡山市)	令和8年度	5,082

窓口受付・滞納整理等包括委託事業に係る経費（大和郡山市）	令和8年度	44,054
浄水施設改良事業に係る経費（大和郡山市）	令和8年度	140,800
電子入札システム利用・運用業務に係る経費（橿原市）	令和8年度から令和10年度まで	246
入札参加資格者名簿の利用及び入札業務委託に係る経費（生駒市）	令和8年度から令和10年度まで	3,000
電子入札業務委託に係る経費（五條市）	令和8年度	825
入札参加資格者名簿及び電子入札システムの継続利用に係る経費（宇陀市）	令和8年度から令和10年度まで	1,980
公用車リース契約に係る経費（平群町）	令和8年度から令和9年度まで	414

（一時借入金）

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,979,573千円

(2) 交際費 230千円

（構成団体からの補助金）

第11条 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費等に充てるため、奈良県広域水道企業団規約第2条に規定する構成団体（以下「構成団体」という。）の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、218,311千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、224,668千円と定める。

（積立金の統合）

第13条 構成団体（川西町、三宅町及び田原本町については磯城郡水道企業団）から奈良県広域水道企業団に引き継がれる積立金のうち次の各号に掲げ

るものについて、それぞれ当該各号に定める積立金へ統合する。

- (1) 県域水道ファシリティマネジメント推進積立金の全額 建設改良積立金
- (2) 経営安定化積立金の全額 建設改良積立金
- (3) 災害準備積立金の全額 建設改良積立金